

2023 年度

＜法 学 部＞
小 論 文 問 題

注 意 事 項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は全部で14ページ、解答用紙は全部で4枚、下書き用紙は1枚である。脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の各ページ所定欄に、それぞれ受験番号（最後のページは、左右2箇所）、氏名を必ず記入すること。なお、解答用紙は上部で接着してあるので、はがさず解答すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 5 解答は、「横書き」にすること。
- 6 解答以外のことを書いたときは、該当箇所の解答を無効とすることがある。
- 7 問題冊子の余白は下書きに使用してもよい。
- 8 問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

問題訂正

科目名： 後期日程 法学部 小論文問題

《訂正箇所》 4 ページ 第1問

下から9行目
下から6行目
下から1行目

誤

礼

正

札

(余 白)

第1問

次の文章は、「法の解釈」について書かれたものである。この文章を読んで、あとの問いに答えよ。

『論語』に「吾^{われ}十有五にして学^がに志し、三十にして立つ、四十にして惑^わらず、五十にして天命を知る、六十にして耳^{した}順^がう、七十にして心の欲する所に従^のえど矩^のをこえず」とあるが、これを「孔子は十四歳まで学^がに志さなかった、六十九歳まで心の欲するところに従^のえば矩^のをこえた」等々と解釈するのは「反対解釈」で、「聖人孔子でさえそうだ、いわんやわれわれ凡人をや」と解するのは「もちろん解釈」であろう。こうして『論語』の解釈から、われわれ凡人は一生涯欲するままに何をしても仕方がないのだという結論が生まれるのである。

——という趣旨のことを法学の教科書に書いておいたところ、次のような異論があった。

これは、聖人などではなく、平凡なサラリーマンの生涯を描いたものである。親に尻^たを叩かれていやいや机に向っていた子供も、中学三年（十五歳）ぐらいになると、学歴社会の現実^たに目覚め、自分で勉強しようという気になる。三十になればもう親のスネもかじれず、所帯をもって自立する。三十代には「俺はこんな会社に埋れるような男ではない」などと転職・脱サラを夢みたりするが、四十にもなると、「仕様が^やない、停年までここに居るほかない」と惑わなくなる。五十になると、最終ポスト（課長補佐とか何とか）から退職金の額まで、大方先がみえて「天命を知る」。六十になると、囑託として置いてもらっている会社では若い人に逆らうと「うるさい老人だ」といって追い出されるおそれがあり、内心腹が立っても好々爺然^やとしていなければならなくなる。七十になれば、精も根もあらかた尽き果てて、矩をこえるような欲望はもう起こらない。そして、孔子は七十三歳で死んだが、これは日本人男性の平均寿命である、と。

「面白うてやがて悲しき論語かな」である。

一般に、何でも反対解釈する人は嫌われる。「君の今日の発言はなかなかよかった」というと、「いつものはよくないのか」と思い、「この論文は力作だ」というと、「内容が悪いから努力だけほめたのか」と思うというような人は、「ひねくれた受取り方をする人だ」といわれる。ところが、法律家とは何でも反対解釈をする職業である。第一に、刑罰法

規は、罪刑法定主義の原則（注1）から、類推解釈が禁止され、反対解釈しか許されない。民事法においても、反対解釈のほうが原則で、あえて類推解釈をする場合には積極的に然るべき理由を示さなければならない。したがって、弁護士が契約書をみるときは、何か列挙から洩れていないか眼を光らせる。「法律家の物の観方は意地が悪い」などといわれるのは、この反対解釈の習慣にも一因がある。

類推解釈と区別さるべきものに拡張（拡大）解釈があり、「刑罰法規の類推解釈は許されないが、拡張解釈なら許される」といわれる。ところが、拡張解釈という言葉は、日本語では「言葉の本来の意味を越えて拡張する解釈」というニュアンスをもち、多くの人々は拡張解釈をそのように解している。「憲法第九条は歴代の政府によってどんどん拡張解釈され……」などという言い方がそれである。しかし、もし拡張解釈がそのようなものならば、そしてそれが刑罰法規について許されるならば、罪刑法定主義など消し飛んでしまうだろう。本来の意味での拡張解釈（extensive interpretation）とは、ある言葉について広義と狭義がある場合に、広義のほうで解釈することをいう。例えば「子」という言葉を血縁上の子のみと解するのは縮小解釈（restrictive interpretation）で、養子などを「子」に含めるのが拡張解釈である。この拡張解釈は、あくまで「子」という言葉の用語法の枠内にとどまっている。

法学入門書を見ると、このようにいろいろな解釈方法の解説が並んでいる。しかし、問題は、どの場合にどの解釈方法を用いるべきか、例えばある条文を拡張解釈すべきか縮小解釈すべきかにある。法解釈をめぐる難問はここにある。

中国古代の思想家墨子によると、上古において人々はおのおの「義」を異にした。「一人は一義、十人は十義、百人は百義」、こうして義と義の闘争が生ずる。そこで、この状態を克服するために、賢者を選んで天子とし、「天下の義を一同」せしめた、と。法の解釈についても同様のことがある。ただし、法の許容する枠の中で……。

例外的な場合を除けば、法は多様な解釈の可能性を許容している。例えば、窃盗罪の規定（刑法二三五条）において、「他人の財物」の「の」とは所有を意味するか占有を意味するか、「財物」とは有体物に限るか否か等々長い論争史があるし、殺人罪（同一九九条）の「人」と胎児との限界について、一部露出説・全部露出説・独立呼吸説（注2）等々の対立があることは、周知のとおりである。

このように、甲説・乙説・丙説というような可能な諸説は、墨子の「義」のように、おのおのの正当性を主張して相争う。このような状況を放置すると、裁判官によって解釈が

異なり、役所の窓口によって扱いが異なるということになり、法的安定性が損なわれ、公正を欠くことにもなる。そこで、公定解釈によって「義を一同」せざるをえなくなる。最高裁判所の最大の任務の一つは、法令の解釈の統一にある。

このように考えてくると、法の解釈と呼ばれるものも、可能な解釈、「良い」解釈、公定解釈という三種類のものに区別さるべきことがわかる。可能な解釈とは、法の枠内で許容されている解釈であるが、それは大抵複数ある。この複数の可能な解釈は必ずしも等価的ではなく、「良い」解釈と「良くない」解釈とがあると思われる。従来の法解釈学はこの「良い」解釈を求めて努力してきたといってもよい。法解釈に客観性があるならば、すなわち「良い」解釈を客観的に知りうるならば、一番「良い」解釈だけが可能な解釈だということになり、可能な解釈と「良い」解釈は一致する。それに対し、何が「良い」解釈かの判断が主観的なものであるならば、それをめぐって争いが起こり、したがって公定解釈が求められざるをえなくなる。公定解釈を発する行為は、多様な可能性の中から一つの可能性を選ぶ行為であり、一種の立法行為である。

そこで問題は、法解釈にはたして、またどの程度、客観性があるかであるが、その問題に立ち入る前に、「可能な解釈」についてもう少し検討してみよう。

ハンス・ケルゼン（注3）は、実定法秩序を上位規範が一定の機関に一定の手続で一定の枠内の立法・執行を授権する授権のヒエラルヒーだと説いて、その枠内の解釈を可能な解釈と呼んだ。ところが、法は言葉でできていて、言葉の意味の限界線は「枠」というほどにははっきりしていない。そこで、私が唱えているのが、「富士山理論」である。

それによると、①法は富士山のような形をしている。頂上が法の言葉の中心的意味であり、裾野に近づくにつれて、言葉の中心的意味から離れていく。そして、その距離に比例して実質的正当化が要求される。例えば「車馬通行止」という立札が法であるとする、馬は明らかに頂上にあたる。したがって、「立札をみろ、馬は通るなど書いてあるではないか」という形式的正当化だけで、馬の通行を禁止することができる。それに対し、ロバは八合目ぐらいいあたるところであろう。この立札でロバを止めるためには、「たしかにロバは馬より耳が長く、シッポの先半分だけに長毛が生え、ヒヒンでなくブルルンとなくなど違いもあるが、ともかくウマ科ウマ属に属するのだから」という程度の説明は必要である。

ウシともなるともう五合目ぐらいである。この立札でウシを止めるためには、「橋を何トン以上の荷物が通ると危険だ」というような実質的正当化が必要である。「子牛のような秋田犬」などということになれば、「立札を立てた当時より橋は一層老朽化し、この犬

でも危い」というようなことでもなければ、通行禁止はできないであろう。

例えば、憲法三三条は、現行犯以外の逮捕には令状が必要だとしているが、刑事訴訟法二一〇条は、指名手配犯人が交番の前を通過しているときなど、令状なしの逮捕を認めている。これには違憲説も主張されているが、「緊急逮捕の合憲性の根拠を強いて求めるとすれば、社会秩序に対する重大な侵害を排除する緊急の措置としての緊急行為たるところにあると解さざるをえないのではないか」などといわれる。

以上の憲法解釈は、すでに五合目ないし三合目ぐらいにまで下ったもので、それ故いろいろそれを補う実質論が唱えられているが、その点で最も問題なのは憲法九条（注4）である。憲法九条の下で自衛隊を合憲化しようとする議論は、「国際紛争を解決する手段」「前項の目的」などの概念を限定的に解する形式的正当化の努力と、国家の存立を最優先させる超実定法的正当化の努力を結合しようとする（もっとも、「われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」という憲法前文の言葉はあらゆる条文に優先する金文字であり、「諸国民の公正と信義」が信頼できなくなれば、九条とは別の仕方でも「安全と生存」を保持しなければならぬ、という「解釈論」もあるようだ）。後者の思想を徹底させるならば、「国家の存立」という価値は、河口湖や三保の松原までの距離をも補うものになることになる。

「良い」解釈とか「実質的正当性」とかというものに客観性があるだろうか。故宮澤俊義先生は、次のようにいわれた。

法の解釈という作業は、実在を認識することではなく、これを評価し、なんらかの形でこれにはたらきかけることである。したがって、ここで学説の内容を決定するのは、科学ではなく、もっぱら作り手の価値観である。……解釈学説のカタログについて、そのどれが正しいかを「科学的」に決することができないというのは、現在の科学の発達段階ではできないが、将来科学がもっと進歩すればできるだろう、という意味ではない。さまざまな解釈学説がそれぞれに独自の価値判断を表現しつつ競合する状態において、それぞれの正否をきめるのは、「科学」の任務ではない、という意味である。

それでは、甲説、乙説、丙説などとして主張される法解釈学説は、各人の価値観だから何の優劣もつけようがないものであろうか。この問題は、さらに、価値観というものは何の優劣のつけようもないものかという問題（価値判断の客観性の問題）と、法解釈に優劣

がありうるのかという問題（法解釈の客観性）に分かたれる。ここでは後者について検討する。

法律家は医師と並んだ専門職で、専門の法律家の解釈は素人のそれより大いに尊重される。ここでのプロとアマの差は、価値観の違いとは区別された法解釈そのものの優劣から生ずるものに相違ない。一体、法律専門家は素人とどこが違うか。たしかに法令集、判例、法律書などをたくさん読んでいるから、知識の分量にも大差があるが、それだけでなく、思考様式などにも相違があるのではないか。いわゆるリーガル・マインドである。

リーガル・マインドがどのようなものかについては、いろいろな説明が行われているが、その中心をなすものは「制度的思考様式」、すなわちあらゆる問題を制度の問題として考察する思考様式である。例えば、クラスのA君のお父さんがなくなったので、全員千円ずつ香典を包んだ。ところが、次はB君の父君がなくなった。A君は金持だが、B君は貧乏である。そこで、皆が同情して二千円ずつ包んだ。これは一つ一つの事例に際しての決定にすぎないが、法律家がこれをみると、すぐにこれを制度の問題として、次のように考える。

家族の不幸に際しての香典の額は、本人の経済状態を顧慮するという原則がここに生じた。そこで今後は、経済状態の調査手続、経済状態と香典の額とを関連づける計算方式などが確立されねばならぬ、と。

法律家は、制度のモデルを考案する社会技術者であり、先例があるならばその先例を基礎として、法の条文があるならばその条文を基礎として、制度のモデルを考案することを職業とする。モデルにも小さなモデルから大きなモデルまである。さまざまな制度に関連づけた大きなモデルをもち、かつその一つ一つの制度が破綻なく運行するとき、それは良いモデルである。そして、このようなモデルの有機的一部を構成する解釈が「良い」解釈である。

このようなモデルの構成要素の中で、最も重要なものが衡平、すなわち正義の女神のはかりである。制度が衡平を欠くと破綻する。例えば、税法が不備で、うまい脱税方法がみつかり、皆がそれによって脱税し、正直者だけ馬鹿をみる。このような税制はうまく機能しなくなる。ちょうど建物の一部にひずみがあると、全体が崩壊するようなものである。

法学における「学説」とは、このような制度モデルの提案である。一つの条文や法規の

上に複数の制度モデルが可能な場合もあり、その長短がなかなか判定できない場合もある。また、法学にも発明がある。すなわち、ある法典の上に、従来誰も思いつかなかったような制度を構想することもある。

ケルゼンは、法の解釈もまた立法と同様の法創造行為だといっている。それは、高度のイマジネーションを必要とする創造的な知的活動であり、法解釈の問題の解説を、個々の条文についての「解釈方法」の列挙から始めるのは本当は誤っている。個々の条文の解釈は、このようなモデルの制約条件の問題にすぎない。

しかし、制度は所詮は道具であり、何の目的のためにも用いられる。奴隷制にも絶対君主制にも植民地支配にも思想警察にも、有能な法律家が社会技術者としてその智恵袋となった。これまで論じてきたような意味での「良い」制度が、超法的価値からみてよいものかどうかは一概にはいえず、社会技術として有効であればあるほど、悪魔的目的のよき召使いとなることもある。こうして、②「良い」法解釈の問題は、実定法的価値からの「良さ」の問題を超えて、超実定法的価値の問題へと発展する。

(出典：長尾龍一、『法哲学入門』、講談社、2007年。ただし、引用に当たって一部の表記を省略し、一部を変更した)

*以下の注は出題に際して付加したものである。

(注1) 罪刑法定主義の原則——犯罪として処罰するためには、何を犯罪とし、これをいかに処罰するかをあらかじめ法律により明確に定めておかなければならない、という近代刑法上の基本原則。これから派生する原則の一つとして、類推解釈の禁止がある。

(注2) 一部露出説・全部露出説・独立呼吸説——「人」と胎児との限界（人の始期）に関する説で、胎児の身体の一部が母体から露出した時点で人となるとする説を一部露出説、全部が母体から露出した時点とする説を全部露出説、さらに胎盤呼吸から肺呼吸に移行した時点とする説を独立呼吸説という。

(注3) ハンス・ケルゼン——オーストリア出身の法学者（1881-1973）。実定法秩序は、上位にある規範（例えば憲法）によって下位にある規範（例えば法律）の創設が委ねられ、創設する機関および手続が定められる、という段階構造をなしており、また上位にある規範が下位にある規範の効力の根拠となっている、と主張した。

(注4) 憲法九条——憲法九条は、二項冒頭で、「前項の目的を達するため」と規定しているが、一項中にある「国際紛争を解決する手段」がこの目的に当たるとする議論もある。

問1

筆者は、法解釈に関して「富士山理論」を提唱し、山の頂点から離れる距離に比例して、実質的正当化が要求されると述べているが（下線部①）、この考えを200字程度で説明せよ。

(配点 50点)

問2

下線部②で、筆者は、「良い」法解釈の問題が、実定法的価値からの「良さ」の問題を超えて、超実定法的価値の問題へと発展すると述べているが、これはどういうことか、600字程度で説明せよ。

(配点 100点)

第2問

次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

移民受け入れが社会にもたらす影響を考えるためには、まず移民とは誰かを定義する必要がある。移民がどのような人を指すのかには、多様な見方がある。その1つが「永住を意図して移り住んだ人」というものだ。日本ではこの意味で「移民」という語を用いることが一般的であろう。

たとえば、国語辞典の大辞泉では「個人あるいは集団が永住を望んで他の国に移り住むこと。また、その人々」と定義されている。日本政府は中長期的なものも含め、外国人労働者の受け入れを進めつつ、移民政策をとらないという立場であったが、そこでも一定の期間に限定された滞在者としての外国人労働者と、永住を前提とした移民が、明確に区別されている。

しかし、永住意図を含む定義は、今日の移民の状況を分析するうえで有効ではない。もともと一定期間働いた後に帰国するつもりだった外国人労働者が、滞在の長期化につれて定住していくことは、多くの国の事例から明らかになっている。交通手段の発達もあり、移民の中には出身国と居住国の間を行き来するような、国を越えた移動を繰り返し行っている人も少なくない。このため、どの時点の意図や、どのように測定した滞在期間をもって「永住」とするのかを判断するのも困難である。

したがって、永住意図をもとにした定義は、移民の実態とそぐわない。そのため、国際連合経済社会局やOECD（経済協力開発機構）をはじめ、移民の定義には永住意図や移住理由などを含まないものが一般的である。

永住意図を定義から除外すれば、移民とは「生まれた国から一時的なものも含め、他の国に移り住んだ人」を指す。このような意味で本稿も移民という語を用いる。

[中略]

移住が受け入れ社会の政府や企業なども含む、多くのアクターの選択によって生じている現象だとしても、受け入れ国の人々は必ずしも肯定的な見方をしているわけではない。むしろ移民の受け入れは、社会に対して何らかの問題をもたらすものと認識される。

筆者の参加する研究グループが2017年に実施した社会意識調査では、「日本に住む外国人が増えるとどのような影響があると思いますか」という質問を行った。そこで問われて

いる影響は次の8つである。

- (ア) 日本社会が活性化する
- (イ) 異文化の影響で日本文化が損なわれる
- (ウ) 日本社会の治安・秩序が乱れる
- (エ) 日本経済が活性化する
- (オ) 日本人の働き口が奪われる
- (カ) 生活保護などの社会保障費用が増える
- (キ) 日本社会の文化が多様化する
- (ク) 犯罪発生率が高くなる

これらの質問に対する回答として、「犯罪発生率が高くなる」「治安・秩序が乱れる」に対し「そう思う」あるいは「ややそう思う」を選ぶ人は6割を超えている。次いで割合が高いのは「社会保障費用が増える」であり、46%が「そう思う」あるいは「ややそう思う」を選んでいる。

一方で、「日本文化が損なわれる」や「働き口が奪われる」に肯定的な回答をする人の割合は30%にとどまる。移民の増加で危惧されているのは、日本文化や雇用の数への影響ではなく、治安悪化や社会保障負担の増加なのである。

移民の増加を治安悪化や社会保障の負担と結びつける見方は、日本でのみ見られるわけではない。諸外国でも、移民をテロや犯罪と結びつけたり、社会保障の負担増の原因として名指ししたりする言説は散見される。

近年、福祉国家として知られる北欧社会では、移民の排斥を訴える政党が勢力を広げているが、そこには移民が「われわれ」の社会保障を奪うという危惧があった。

こうした懸念はどの程度現実的なものなのだろうか。それを考える際にも、移民を取り巻くさまざまな制度を考える必要がある。後で見るように、移民がもたらす影響は、国家が誰の滞在を認め、社会統合を促す制度をどの程度整備するのか、企業がどのような待遇で用いるのか、地域社会はどのような仕方で受け入れるのかなどによって異なるからだ。

移民の流入が、移民自身によってのみ起こされたものでないのと同様、「移民問題」も（それが実際に起きているとして）、「移民自身によってのみ起こされた問題」ではない。したがって、「移民問題」は単に「移民の問題」なのではない。それは、移民を受け入れる社会の問題でもあるのだ。

[中略]

移民の受け入れ窓口の多くは、労働力としての移民を受け入れる目的で作られている。あるいは、窓口自体は別の目的で作られたものであっても、労働力受け入れのために流用されてきた。つまり、移民は国内で不足する労働力を補う役割を果たしてきたといえる。

他方で移民労働者の受け入れが、国内労働者の労働条件にネガティブな影響をもたらすとの懸念もある。特に単純労働者の受け入れに対しては、こうした懸念が表明されてきた。

厚生労働省「外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム」が2006年に出した「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」では、単純労働者の受け入れの検討の第一番目の条件として、国内労働者の雇用機会を妨げないことを挙げている。

労働者の利益を代表する日本労働組合総連合会（連合）も、外国人労働者を受け入れる際の検討事項の1つとして「国内雇用や労働条件に及ぼす影響」を挙げ、受け入れは「我が国の産業にイノベーションをもたらすとともに国内雇用や労働条件に好影響を及ぼすような『専門的・技術的分野』の外国人を対象とすべき」との見解を示している。

こうした2つのベクトルの力が働く中で、受け入れ国政府は出入国管理政策を通じて、受け入れる移民の質と量、どのような職業や産業で働くのかをコントロールしようとする。

では、移民の受け入れはすでに国内にいる労働者の雇用にどのような影響を与えるのだろうか。それは受け入れのあり方によって異なるのだろうか。

古典的な労働力の需給関係の理論から考えれば、移民労働者の増加は労働力供給の増加を意味する。したがって、供給が需要を上回れば、国内の労働者の失業や賃金低下などを招く。

特に、移民労働者が母国への帰国や送金のために、深夜・早朝労働、休日労働や、長時間労働、身体的に負荷の高い労働を受け入れる場合、国内の労働者よりも雇用者にとって用いるメリットが大きく、競争における優位性がある。

つまり、国内の労働者よりも移民労働者が好まれ、国内の労働者が雇用を失う可能性がある。さらに、移民労働者が相対的に低い賃金でも就労することから、賃金水準の低下が生じうる。

ただし、移民がもたらす影響は、社会制度に形作られた条件のもと、雇用者や日本人労働者がどのような選択を行うかによって変化する。

たとえば、移民の増加が賃金を低下させるかどうかは、雇用者が賃金をどの程度下げられるかによって異なる。労働組合などの交渉の結果として、賃金の水準が固定的である社会を考えてみると、こうした社会では移民が増加しても賃金の低下は生じえない。しかし、もし移民が国内労働者に比べ、より劣悪な労働条件でも働くならば、雇用者は国内労働者を移民労働者に置き換えようとするだろう。

したがって、こうした社会では、移民の増加は国内労働者の賃金の低下を起こさない一方で、失業の増加を引き起こすことになる。逆に、雇用者が自由に賃金の水準を低下させることができる社会であれば、移民の増加は賃金水準の低下を招く。

また、就労しなくても生活を維持できるような社会保障制度が整っている社会では、移民が増加して労働条件が悪化すると、国内労働者はそうした条件で働くことを嫌い、労働市場から退出しやすくなる。この場合には、社会保障の支出が大きくなることが予測される。

このように、想定される影響は労働市場を取り巻く諸制度によって異なる。しかし、いずれの場合でも想定される国内労働者にとって影響は否定的なものである。

先ほど社会保障制度の充実度によって、国内労働者の労働条件悪化への対応が異なり、結果として移民増加の影響が異なる可能性が示された。しかし、社会保障制度に移民も包摂されているならば、移民増加の帰結はさらに異なりうる。

もし国籍にかかわらず社会保障を受給できる社会であって、移民が母国への送金や短期的に貯金を増やすことを重視しないのであれば、劣悪な労働条件で働くよりも、社会保障を受給することを選択し、労働市場から退出する可能性がある。

この場合、国内労働者の賃金低下や失業率の上昇は抑制される一方、社会保障の支出は増加しうる。社会保障の受給に国籍による制限があったとしても、移民の国籍取得が容易であれば、同様の効果をもたらさう。

また、移民が参入する職種のコントロールも、移民増加の影響の仕方を変える。移民労働者が国内労働者と競合する職種で受け入れられるかによって、移民増加の影響は異なる。

両者の間に競合関係がある場合には、前述したような国内労働者への否定的な影響が生じる。しかし、両者の関係が補完的である場合には、否定的な影響は生じない。むしろ、その影響は国内労働者にとって利益をもたらすようなものでありうる。

たとえば、低技能職を移民労働者に置き換えた結果、賃金の低下が生じたとしよう。この場合、企業は低技能職に必要な人件費を抑制できる。この余剰をもとにして、企業

が高技能職の賃金水準を引き上げたり、雇用を増やすことで、生産性を高めようとするのであれば、高技能職者にとっては低技能移民の増加は賃金の上昇や雇用の増加につながりうる。

このような古典的な労働力の需給関係の理論からは、誰が影響を受けるのかということや、その影響の大きさは多様であるものの、移民の増加によって労働市場の構造が変化し、国内労働者の労働条件に影響を与えると想定してきた。これに対し、もう1つの理論、二重労働市場理論からは、移民の増加をむしろ労働市場の構造が生み出す帰結としてとらえられる。

二重労働市場理論によれば、労働市場は安定的な雇用契約にもとづく、高賃金の第一次労働市場と、短期的な雇用契約にもとづく、低賃金の第二次労働市場に分けられる。

2つの労働市場を分ける要因は複数存在するものの、もっとも重要なものとして、2つの労働市場で求められる技能の質的な差が挙げられる。第一次労働市場では、労働者は企業特種的な技能を形成することが期待される。こうした技能の形成には長期間の安定的な雇用が必要となる。また、企業は労働者の技能形成に投資しているので、そうした労働者が離職することによるコストは大きく、他の労働者で置き換えるのは容易ではない。したがって、労働者が離職する可能性を下げるために、労働条件も高くなる。

一方、第二次労働市場では、労働者に求められる作業は企業ごとに異ならない、一般的で、水準の低い技能のみを必要とするものである。したがって、企業にとっては労働者の代替可能性が高く、長期的な雇用契約を結ぶメリットは小さい。結果として、第二次労働市場では雇用は短期的な契約にもとづくものとなり、労働条件も低くなる。

第一次労働市場と第二次労働市場の分断は、人種や民族による労働市場の分断と重なっている。女性や人種的マイノリティは第二次労働市場に組み込まれ、男性や人種的マジョリティが第一次労働市場に組み込まれる傾向にある。不安定で賃金の低い第二次労働市場を受け入れるのは、雇用の安定性に比較的無関心である層（たとえば家計補助的に働く労働者）や、政治的な力を欠くために労働条件の向上を実現できない層である。

移民は母国に戻ることを想定している場合、長期的な雇用契約を結ぶことを重視せず、不安定な雇用を受け入れやすい。また、労働組合に加入する割合も低く、さまざまな法制度についての知識も不足している。したがって、労働条件の改善に向けて行動することも困難である。こうした要因から、移民の多くは第二次労働市場へと組み込まれてきた。

以上のような二重労働市場理論に立った場合でも、移民と国内労働者が第二次労働市場で競合関係にあり、前者が後者の雇用を奪うと考えることもできる。

しかし、二重労働市場理論の知見を見れば、労働市場の二重性は歴史的に形成されてきたものであり、移民労働者の流入によって作り上げられるものとはいえない。むしろ、移民労働者は、すでに存在している、国内労働者の忌避する第二次労働市場の職を「埋める」機能を果たす。

第二次労働市場の雇用は賃金や労働条件が悪く、雇用も短期的であるため、労働力の需要が大きい時には、国内労働者は第二次労働市場で働くことを避ける。一方で、企業にとって、第二次労働市場の労働力は人件費の抑制や生産量の調整の際のバッファ（緩衝）の確保に必要であるため、欠くことができない。移民労働者はこうした需給のギャップを埋める形で企業から求められ、流入したと考えられる。

したがって、不況などを原因として国内労働者がこれまで避けてきた第二次労働市場での就労を厭わなくなれば、反対に移民労働者から国内労働者への置き換えを生むという状況が起こりうる。

ここまで見てきたように、移民労働者が国内労働者の労働条件や雇用に影響を与えるとはいい切れない。その影響は、両者が競合関係にあるかないかによって影響を受けるとともに、国内の諸制度や労働市場のあり方によっても異なりうる。

（出典：永吉希久子、『移民と日本社会』、中央公論新社、2020年。ただし、引用に当たって一部の表記を省略し、一部を変更した）

問1

筆者の見解を踏まえると、社会保障制度が整っていない社会で、賃金の水準が固定的である場合、移民が増加するとどのような影響があると考えられるか、200字程度で説明せよ。

（配点 50点）

問2

本稿において筆者が述べる、「古典的な労働力の需給関係の理論」と「二重労働市場理論」の違いについて、異なる点が明確になるように留意して、600字程度で説明せよ。

（配点 100点）